

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

会員入退会・会費規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下「この法人」という）の会員の入退会及び会費について、入会基準、入会金・会費、並びに退会手続きについて定めることを目的とする。

(正会員の入会)

第2条

定款第6条に基づき、この法人に入会をしようとするものは、別紙①、②又は④の入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の入会申し込みをしたものが次の基準を満たす時は、その入会を承認しなければならない。
 - (1) この法人の目的に賛同して入会する意思を有する個人又は法人・その他の団体であるか、もしくはこの法人の事業を賛助する意思を有する個人であると認められること。
 - (2) この法人の事務局職員でないこと。但し、理事長の推薦を得た場合、事務局長はこの限りではない。
 - (3) この法人の定款・規則に違反しないこと及びこの法人の名誉を傷付けたり、目的に反する行為を行わないことを誓約して署名捺印すること。
 - (4) 次条以下に定める入会金および初年度の年会費を納入すること。
 - (5) 正会員の紹介があるか、もしくは、それに準ずると認められるもの。
3. 事務局長は入会申込書について、前項の入会基準に達しているかどうかをあらかじめ確認した上で、理事会運営委員会に入会の可否を上程する。理事会運営委員会は入会の可否について、審議の上理事会にその結果を報告する。
4. 前項の報告に基づき理事会が入会の可否を決定する。この法人は入会を不可とする場合、不可とした理由を本人もしくは第三者に告知してはならない。

(正会員入会金)

第3条

定款第7条第1項に基づいて、この法人の正会員の入会金を次のとおり定める。

2. 法人・その他の団体 口数に関係なく、入会1件につき 30,000円
3. 個人 なし

(正会員会費)

第4条

定款第7条第1項に基づいて、この法人の正会員の年会費を次のとおり定める。

2. 法人・その他の団体 1口 100,000円
3. 個人 1口 50,000円

(SCJ 賛助会員の入会)

第5条

定款第6条に基づき、この法人にSCJ賛助会員として入会をしようとするものは別紙④の入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の入会申し込みをしたものが次の基準を満たす時は、その入会を承認しなければならない。
 - (1) この法人の事業を賛助する意思を有する個人であると認められること。
 - (2) この法人の事務局職員でないこと。
 - (3) この法人の定款・規則に違反しないこと及びこの法人の名誉を傷付けたり、目的に反する行為を行わないことを誓約して署名捺印すること。
 - (4) 次条以下に定める初年度の年会費を納入すること。
 - (5) 正会員の紹介があるか、もしくは、それに準ずると認められるもの。
3. 事務局長は入会申込について、前項の入会基準に達しているかどうかをあらかじめ確認した上で、理事会運営委員会に入会の可否を上程する。理事会運営委員会は入会の可否について、審議の上理事会にその結果を報告する。
4. 前項の報告に基づき理事会が入会の可否を決定する。この法人は入会を不可とする場合、不可とした理由を本人もしくは第三者に告知してはならない。

(SCJ 賛助会員会費)

第6条

定款第7条第2項に基づいて、この法人のSCJ賛助会員の年会費を次のとおり定める。

SCJ 賛助会員 5,000 円

(会費の納入)

第7条

この法人の会員の会費納入は年1回とし、毎年、入会月末日までを納期とする。

(退会手続き)

第8条

この法人の正会員又は SCJ 賛助会員が退会しようとするときには、定款第9条に基づき、理事会の議決を経て理事長が定める別紙③又は⑤の退会届を理事長に提出しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(改廃)

第10条

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。ただし、定款に基づき社員総会の決議を要するものについてはこの限りでない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則(2013年3月21日)

この規程は、2013年3月22日より施行する。

附 則 (2019年2月27日)

この規程は、2019年2月28日より施行する。

(別紙①) 法人・その他の団体正会員入会申込書

法人・その他の団体正会員入会申込書

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ) の趣旨に賛同し、法人・その他の団体正会員として入会を申し込みます。

申込書記入日 年 月 日

法人・団体名	フリガナ
	印
代表者	役職
	氏名
住所	〒
担当者	役職・部署
	氏名
電話	() -
FAX	() -
メールアドレス	
会費口数	年会費 100,000円 × 口
入金方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 毎年振込 (<input type="checkbox"/> 郵便振込 <input type="checkbox"/> 銀行振込) * 入金案内は理事会審査後にお送り致します。
その他の協力	<input type="checkbox"/> 募金箱を社内に設置できる (個) <input type="checkbox"/> 社内報などで SCJ の活動を紹介できる
きっかけ	<input type="checkbox"/> 紹介 (紹介者) <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他 ()

尚、正会員として入会を承認された際には、SCJ の定款・規則に違反しないこと及び、SCJ の名誉を傷ついたり目的に反する行為を行わないことを誓います。

(別紙②) 個人正会員入会申込書

個人正会員入会申込書

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ) の趣旨に賛同し、個人正会員として入会を申し込みます。

申込書記入日 年 月 日

氏名	フリガナ
	印
住所	〒
電話	() -
FAX	() -
メールアドレス	
生年月日	(西暦) 年 月 日
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他()
勤務先	
勤務先電話	() -
会費口数	年会費 50,000円 × 口
入金方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 毎年振込(<input type="checkbox"/> 郵便振込 <input type="checkbox"/> 銀行振込) * 入金案内は理事会審査後にお送り致します。
きっかけ	<input type="checkbox"/> 紹介(紹介者) <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他()

尚、正会員として入会を承認された際には、SCJの定款・規則に違反しないこと及び、SCJの名誉を傷つけたり目的に反する行為を行わないことを誓います。

(別紙③) 正会員退会届

正会員退会届

私は、今般公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを退会したいと存じますので、ここに署名捺印して届出ます。

私の既出の金品については、定款第 11 条に基づき、返還されないことを承諾致します。

年 月 日

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
理事長 殿

住 所

(法人・その他の団体正会員の場合) 法人・団体名

及び

代表者名

印

(個人正会員の場合) 氏名

印

(別紙④) SCJ 賛助会員入会申込書

Save the Children 賛助会員入会申込書

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ) の趣旨に賛同し、Save the Children 賛助会員 (SCJ 賛助会員) として入会を申し込みます。

申込書記入日 年 月 日

氏名	フリガナ
	印
住所	〒
電話	() -
FAX	() -
メールアドレス	
生年月日	(西暦) 年 月 日
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他()
勤務先	
勤務先電話	() -
会費	年会費 5,000円
入金方法	毎年 郵便振込 [SCJ 賛助会員には口座振替、銀行振込がないのはなぜでしょうか]
きっかけ	<input type="checkbox"/> 紹介 (紹介者) <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他 ()

尚、SCJ 賛助会員として入会を承認された際には、SCJ の定款・規則に違反しないこと及び、SCJ の名誉を傷つけたり目的に反する行為を行わないことを誓います。

(別紙⑤) SCJ 賛助会員退会届

Save the Children 賛助会員退会届

私は、今般公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを退会したいと存じますので、ここに署名捺印して届出ます。

私の既出の金品については、定款第 11 条に基づき、返還されないことを承諾致します。

年 月 日

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
理事長 殿

住 所

氏 名

印